

個人情報の利用目的を特定

個人情報取扱事業者は、個人情報を利用するにあたって、可能なかぎり、個人情報の利用目的を特定しなければなりません。

公表している場合を除き、その利用目的を本人に通知または公表しなければなりません。

また、サービスの変更などに伴い、個人情報の利用目的に変更が生じる場合があります。利用目的を変更する場合に、事業者が自由に変更することを許してしまうと、本人にとって想定外の使われ方をされる可能性があります。そのため、利用目的の変更は、変更前の利用目的と関連性のある範囲でしかできないことになっています。

なお、利用目的を変更した場合も、原則として、変更後の利用目的を本人に通知または公表する必要があります。

安全管理措置義務

個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要な措置を講じなければなりません。そのために、従業員を適切に監督することが義務付けられ、また、個人データの取り扱いを外部に委託する場合には、受託者への適切な監督も義務付けられています。

第三者提供の制限

個人情報取扱事業者は、一部の例外を除いて、個人情報を第三者に提供する場合にはあらかじめ本人の同意を得る必要があります。

グループ会社や子会社も「第三者」にあたるため、個人情報を提供するためには、あらかじめ本人の同意を得る必要があります。

もっとも、以下のとおり、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供できる場合があります。

(1) 本人の同意を得ることが不合理である場合

たとえば、プロバイダ責任制限法には本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供できるとする規定が存在します。このように、他の法令で認められている場合には、本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することが可能です。

また、事前に本人の同意を得ることが困難なケースもあります。たとえば、交通事故により意識不明となった被害者の情報を医療機関に伝えるような場合が挙げられます。このような場合には、本人の同意を求めることがかえって不合理であるといえ、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することができます。

(2) オプトアウトの場合

「オプトアウト」とは、一定の要件などを満たすことにより、本人の同意を得ずに個人情報を第三者提供でき、本人から苦情が入った場合に提供できなくなるという仕組みをいいます。

オプトアウトによって第三者提供をするためには、以下の 2 つの要件を満たしていなければなりません。

- ・ 本人から求められた場合は第三者提供を停止すること
- ・ 一定事項を本人に通知もしくは本人が知ることが容易な状態にしておくこと

「一定事項」とは、第三者提供を利用目的とする旨や第三者に提供される個人データの項目、第三者への提供方法などが挙げられます。また、ここでいう一定事項については、個人情報保護委員会(<https://www.ppc.go.jp/>)に届出をしなければならないことにも注意が必要です。更に、届け出をするだけでなく、誰に第三者提供をしたか（あるいはどのような態様で第三者提供したのか）が明らかになるよう、第三者提供に係る確認・記録義務（法第 25 条）を履行する必要があります。